

# 鳥取県福祉相談センターだより

福祉相談センターは、中央児童相談所と婦人相談所を統合した機関です。

## 鳥取県福祉相談センター

鳥取県中央児童相談所

鳥取県婦人相談所

### No. 31

発行：平成25年3月  
鳥取県福祉相談センター  
鳥取市江津318-1  
TEL:0857-23-1031  
FAX:0857-21-3025  
メール：fukushisodan@pref.tottori.jp

## 新たな取り組みスタート！～DV環境にいた子ども達への支援～

DV環境にいた子ども達は、自分の家族に起こったことや今後の生活の見通しについて説明を受けていないことが多く、混乱した心理状態のまま生活の変化を受け入れなくてはならない現実があります。

DV環境から離れても、混乱を整理出来ないままの子ども達は、問題行動を起こしたり、母子関係の中にDVの支配的人間関係を再現する可能性を秘めていることも少なくありません。

そして、DV被害者である母は、そのような子どもの負の行動により、DV環境から離れてもDVによる影響から逃れられないということが起こります。

女性相談分野では、このような負の連鎖について注目を始めました。そして傷ついた子ども達の心のケアが必要だという問題意識を膨らませてきました。

福祉相談センターでは、今年度、DV被害にいた子ども支援の新たな取り組みとして『コンカレントプログラム』（全7回）を実施しました。

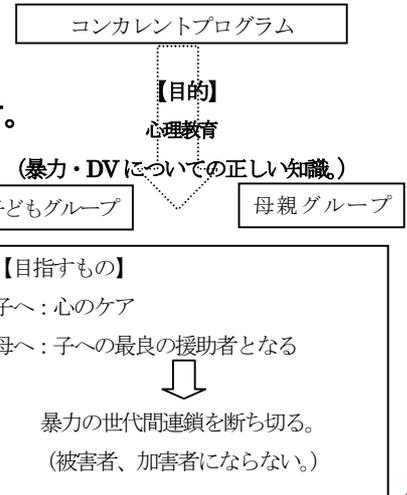
## コンカレントプログラムとは？

DV被害を受けた母親と子どもが、お母さんのグループと子どものグループに分かれて同時並行的に参加するプログラムです。

グループワークであることで、参加者相互の回復により効果もたらされます。

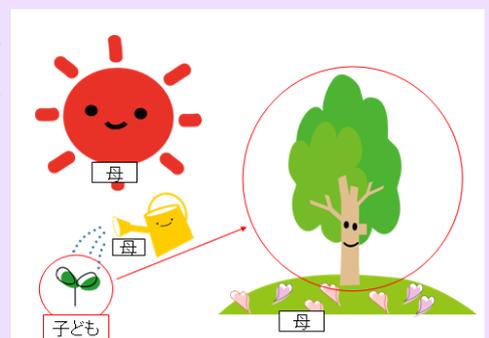
### ◆グループですること

	(お母さんのグループ)	(子どものグループ)
セッション1	はじめまして	はじめまして
セッション2	気持ちを大切に	気持ちを大切に
セッション3	子どもへの影響	家族の中で体験した暴力
セッション4	暴力の責任	暴力の責任と問題解決
セッション5	子どもの気持ち	「怒り」の気持ち
セッション6	喪ったものと得たもの	家族の変化と安全計画
セッション7	わたしのためのセルフケア	大切なわたし



このプログラムは、スタッフと、参加してくれた母子で共に一粒の種を蒔いていく作業です。豊かな水と土壌、暖かい日差しがあれば、双葉はすくすく育ち大木に成長していくことができます。

DVという体験によって、弱っていた土壌を耕し直し、太陽を被っていた雲をはらいのけるのは、このプログラムに参加した母と子の協働でなされていくものですが、コンカレントの種がすくすく育って、参加してくださった母子の未来を支えるものであってほしいと願います。



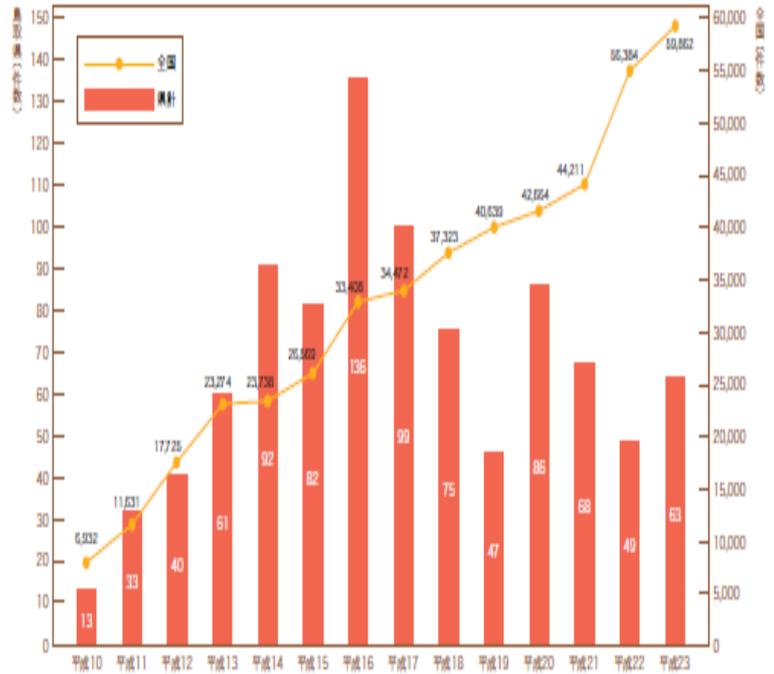
# 児童相談課 保健師のつぶやき

## ○児童虐待の現状

平成23年度、児童相談所における児童虐待相談処理件数は、全国では59,862件あり10年前と比べ約2倍となり増加の一途をたどっています（右図参照）。なぜ、こんなに増加しているのでしょうか。虐待が起きる背景として、経済的不安、核家族化、育児に対する不安やストレスの増加等があるといわれています。

## ○人と地域のつながりが子どもを守る。

一つの要因だけで虐待が引き起こっているわけではありませんが、長くこの分野に関わっている私としては近隣等の人と人とのつながりが希薄になったことも大きな要因と感じます。経済的な面でも、昔も決して裕福ではなく、私の幼少期、近所で深夜泣き叫び続ける母子の元へ、母が声をかけ預かったりしていたことがありました。同僚も同じく、近所でご飯を食べさせてもらえていない友人を家に招き夕食を一緒に食べていたことがあるといっていました。地域で協力して子育てしていたと思うのです。



児童相談所における児童虐待相談処理件

## ○私の経験から

私が担当していた家庭は、誰にも相談できず母一人で悪戦苦闘し、思うように子育てできなくてイライラし、時に手が出たりしていました。近所の方が心配し、児童相談所に通告してきてくださり、母と話し合う機会を得ました。母の子育てを受容し、市町で行われている子育て支援サービスの利用などをすすめながら、手を出さない子育てを一緒に話し合った結果、最悪な状況を予防することができました。近隣の方が気にかけて勇気をもって連絡してきて下さったことで家庭を救うことができました。

## ○児童虐待予防街頭キャンペーンでは・・・

毎年、11月は児童虐待防止推進月間です。当所では、今年度、布勢運動公園で行われた「食のみやこ会場」と大型スーパーで街頭キャンペーンを行いました（左写真参照）。

「地域の中で、傷ついている子どもがSOSを発信していませんか。」「孤立して子育てしている家庭はありませんか。」関心をもっていただきたく、啓発用品を配布し、声をかけさせていただきました。



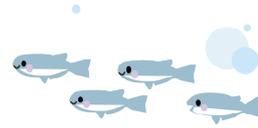
**完璧な子育てはできません。一人で子育てはできないといっても過言ではありません。**

**皆さん。「大丈夫?」「困っていない?手伝ってあげようか。」「頑張っているよね。無理しないでね」その一言で救われる家庭があります。こんな時代だからこそ、人と人とのつながりを大事にし、思いやりの一言をかけあって、将来を担っていく子どもたちをみんなで育てていきましょう。**





## 療育手帳Q&A



**療育手帳は知的障がいのある方が、行政機関等で一貫した相談・指導を受け、各種の援助を受けやすくするための手帳です。この療育手帳についてよくあるご質問にお答えします。**

**Q：療育手帳って何？**

A：知的障がいのある方が、各種の援助を受けやすくするための手帳です。判定基準やサービス内容は、お住まいの都道府県によって異なります。鳥取県では、基準に従ってA（重度）かB（中・軽度）に判定されます。

**Q：何歳からもらえるの？**

A：概ね3歳以上から持つ事ができます。成人しても続けて持つ事ができます。ここでは、児童相談所が判定を行う18歳未満の方についてご説明します。

**Q：どこに申し込んだらいいの？**

A：お住まいの市役所や町村役場に申し込んでください。福祉担当課が窓口です。

**Q：申し込んだ後は、どんなことをするの？**

申し込み後、児童相談所で、療育手帳基準に該当するか判定を行います。知能検査（発達検査）、面接、医師による診断を行います。児童相談所からの連絡をお待ちください。

**Q：申し込むのに手数料はいるの？必要なものはあるの？**

A：手数料は必要ありませんが、印鑑と、手帳に載せる顔写真（タテ4cm×ヨコ3cm）が必要です。

**Q：申し込んでからもらえるまでに何日くらいかかるの？**

A：市町村の窓口で申し込んでから、通常1～2ヶ月程度かかります。

**Q：いつまで使えるの？**

A：一定期間ごとに、知能検査（発達検査）と面接をして更新する必要があります。更新期間は年齢や判定結果によって異なります。

**Q：なくしたり破れたりした時にはどうしたらいいの？**

A：申し込みをした窓口で、再交付の申請をして下さい。判定は必要ありませんが、顔写真が必要です。

**Q：写真が古くなったけどどうしたらいい？**

A：写真は本人確認の手段ですので、概ね10年を目安に、再交付の申請をお願いしています。

**Q：持っているとなんか事ができるの？**

A：ホームヘルパー派遣や、ショートステイ、児童発達支援事業の利用、公共交通機関や公共施設の割引サービス、税金の減免等のメリットがあります。特別児童扶養手当や障害児福祉手当に利用できる事もあります。判定結果によって受けられるサービスが異なったり、所得制限などもありますので、詳しくは市町村福祉担当課にお問合せください。

**Q：18歳になったらどうなるの？**

A：18歳以上になったら、居住地の知的障がい者更生相談所で判定を行います。

**Q：うっかりして期限が切れちゃった時にはどうするの？**

A：期限が切れた手帳はご利用できません。速やかに児童相談所に連絡をいただき、再判定の日程調整をしてください。



**問い合わせ先**

**判定課**

**TEL (0857) 23-6216**

ケース バイ ケースなので  
ニヤンでも聞いてニヤー!





# 一時保護所の取り組み ～展示ウォールと食育～



\*一時保護所では、利用者の方が安心して生活でき、少しでも快適な時間を過ごしていただけるよう心配りをしています。  
 \*今回は、一時保護所内にある掲示・展示ウォールを活用して飾り付けた「季節の風物詩展示」と「食育の取組」についてご紹介します。

## 展示ウォールの活用

4月のさくら



12支

7月の七夕



8月の花火



6月の梅雨



※お知らせ掲示・展示ウォール（展示スペース）を利用して、季節折々の風物詩の飾り絵を折り紙や色画用紙で手作りし、掲示しました。  
 ※利用者の方からは、季節を感じる、童心に返り心が和んだ、子どもと絵にまつわる話をするきっかけになった等の声をいただき、和やかな雰囲気作りになりました。

## 食育

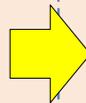
「食」は、私たちのからだと心をはぐくむ基本であり、「食育」は「知育」「徳育」「体育」の基礎とも言われています。（食育基本法から）

### ● 「こ食」がキレやすい子を産みだす?? ～気になる子どもの「こ食」事情～

6つの「こ食」 ～子どもの食事と食事風景に、目を向けてみましょう～

（出典:「食育のすすめ」服部幸應著）

- ① 孤食……ひとりで食べる
- ② 個食……家族がそれぞれ好きなものを食べる
- ③ 固食……決まったものしか食べない
- ④ 粉食……粉を使った主食を好んで食べる
- ⑤ 小食……食べる量が少ない
- ⑥ 濃食……調理済食品など味の濃いものばかり食べる



- ・社会性やマナーの欠如の誘因
- ・好き嫌い、食事量の増減
- ・勝手気ままな生活になる
- ・協調性を気にしなくなる恐れ
- ・人から注意されると、すぐに感情的(ムカつく、キレル)になる。

### ● 食の安全・安心に向けた取り組み

一時保護所では、月1回、給食会議を開き、管理栄養士と調理師を交えて、提供する食事について話し合いを持っています。安全・安心な食事を提供するための食事改善や衛生管理を行っています。  
 【調理師より】心のこもった温かみのある食事提供し、手づくりと地産地消を心がけて調理をします。

福祉相談センターでは、児童の相談、女性の相談を受け付けています。

【受付時間】 午前8時30分から午後5時15分まで（月～金）

土、日、祝祭日、年末年始は休みですが、児童虐待、DV被害女性に関する事など、緊急の場合は24時間連絡を受け付けています。

福祉相談センター 電話 0857-23-1031（代）

こども電話相談

0857-29-5460

女性相談ダイヤル 0857-27-8630